

2020年11月18日

本社勤務のみなさま

コーポレート本部人事総務部

**本社ストレスチェック実施に関する業務連絡**

労働安全衛生法により 2015年12月から「心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」）」の実施が企業に義務付けられました。

つきましては、当社も法令趣旨に従い、50人以上勤務している事業所である本社において、ストレスチェックを下記の通り実施しますので、ご連絡いたします。

記

**【1】 ストレスチェックの目的**

①働くひとのセルフケア促進：

ストレスチェックを通して自らのストレスの状況について気付きを促し、ストレスを低減させるためのセルフケアを促進すること。

②職場環境の改善：

検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげること。

**【2】 対象者**

2020年11月25日時点で在籍し、ストレスチェック実施期間に就業している**本社社員**  
**(エリア所属の統括エリア店長および統括エリア校長、有期契約社員を含む)**

**【3】 実施期間**

2020年11月25日（水）～12月9日（水）の2週間

**【4】 担当者**

実施者：産業医 諏訪内浩紹先生、株式会社 iCARE（保健師等メディカルスタッフ）  
実施事務従事者：当社人事総務部比嘉裕美、株式会社 iCARE  
外部委託先：株式会社 iCARE

**【5】 実施方法**

株式会社 iCARE が提供するシステム「Carely」を使用し、個別に WEB 上でストレスチェックを受検します。所要時間は、5分ほどです。

[ログイン URL] <https://www.carely.io> [パスワード] ご自身で設定したパスワードです  
実施開始当日11月25日に「Carely」より実施案内のメールが 247group.jp のメール（保持していない方は、個人メールアドレス）あてに個別に届きます。各自、「Carely」にログインして受検をお願いします。

※メールが届かなかった場合はお手数ですが、労務窓口<https://bit.ly/2seGNPJ> にご連絡をお願いします。

**【6】 高ストレス者への面談**

ストレスチェックの受検結果が一定基準以上の値となった方には、産業医面談を勧めるチャットが「Carely」から届きます。

**【8】 チャット健康相談**

希望者は、「Carely」を通して専門家にチャットで健康相談をすることができます。

ストレスチェックに関すること以外でも、仕事のお悩みや健康に関わることであれば何でも相談可能です。

す。なお、チャット健康相談を利用しても、同意なく会社に個人名や相談内容の開示はされませんのでご安心ください。

**【9】 個人情報の保護・守秘義務について**

受検者のストレスチェック結果等の個人情報について、実施者・実施事務従事者を除き、本人の同意がない限り、会社が開示されることはありません。

社員からの相談対応にあたった者、および実施事務従事者はそこで知り得た個人情報の取扱いにあたり、関連する法令を遵守し、プライバシーへの配慮を徹底いたします。

**【10】 集団分析について**

受検者のストレス値の集計を部署・部門ごとに行い、職場単位でのストレスの傾向や特徴、ストレスの高い部署、低い部署などの集団分析を実施のうえ、その結果をもとに、職場環境等の改善に努めます。

なお、職場診断、個人の受検結果等が会社側に知られることは一切ありません。

診断の精度を高めるためにも、できる限り全対象者が受検していただくようお願いいたします。

<参考：ストレスチェック指針 | 厚生労働省>

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/kouji/K150415K0010.pdf>

以上